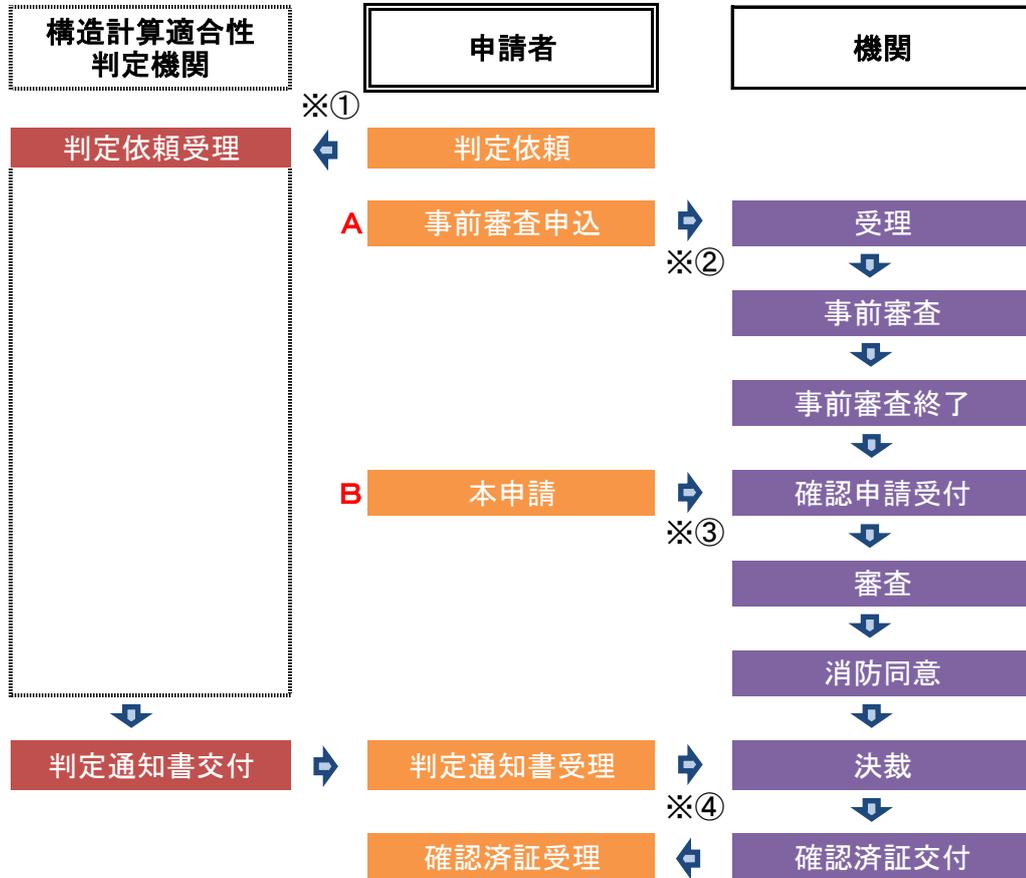


## 確認・検査

**業務区分** 建築物、昇降機、小荷物専用昇降機、工作物

**業務区域** 大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、滋賀県、和歌山県の全域

**確認申請の流れ** 当機関では、事前審査を行っており、下図中Aからのフローとなります。  
本申請からの手続きをご希望の方は、下図中Bからのフローをご覧ください。



※① 構造計算適合性判定機関への申請は、直接の申請となります。  
申請の時期については、特に取り決めはありません。

※② 事前審査申込書(DL可)を作成の上ご提出ください。

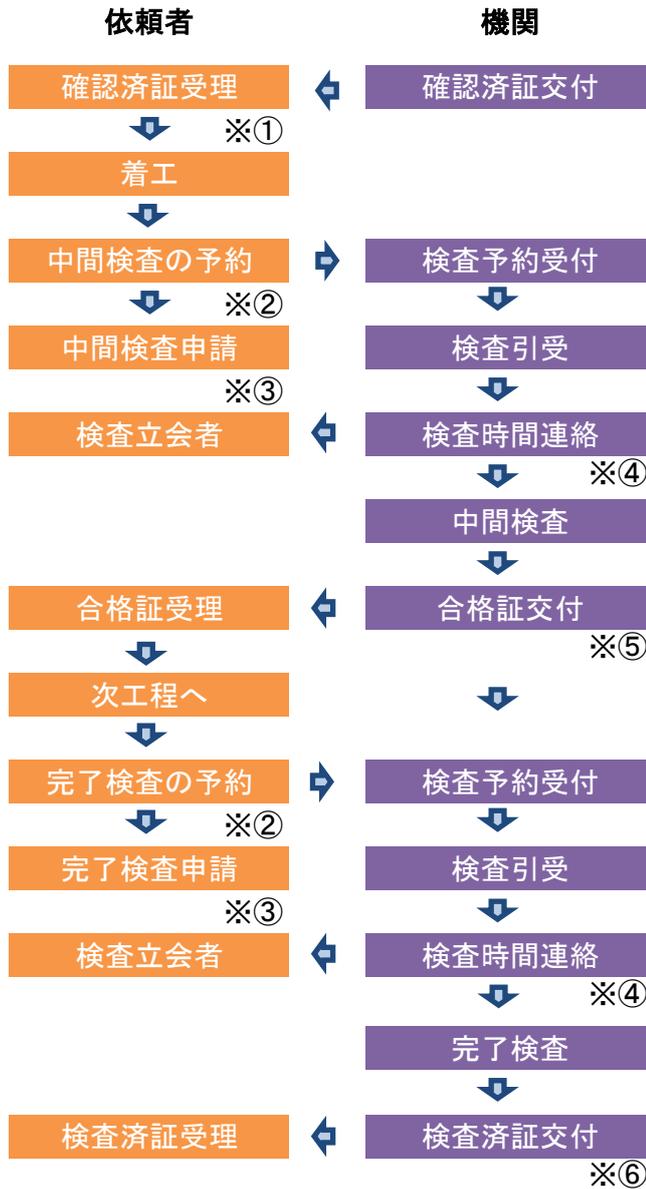
※③ 本申請の際には、申請地により調査報告書等が必要になりますのでご注意ください。

大阪府	調査報告書
兵庫県	調査報告書
奈良県	調査報告書不要(機関より所轄土木事務所等に照会)
京都府	京都市以外: 調査報告書不要(各市町村と事前協議要) 京都市: 代理者等作成の事前調査報告書要
滋賀県	調査報告書不要(機関より所轄土木事務所等に照会)
和歌山県	調査報告書不要(機関より所轄土木事務所等に照会)

※④ 判定通知書、副本(構造計算書、追加説明書等含む)をご提出ください。  
ご提出後、確認申請図書との照合を行います。

## 検査の流れ

- ・各検査には、工事監理者の立会をお願いしています。
- ・検査のご予約は、電話にて承っております。早めのご予約をお願い致します。
- ・軽微な変更がある場合は、早めのご相談をお願い致します。



- ※① 確認申請時、工事監理者、工事施工者未定の場合は、着工までに届出が必要です。  
又、コンクリート工事施工計画書等の提出が必要な場合がありますので、  
検査の手引きにてご確認ください。
- ※② 検査のご予約は、お電話にて、早めのご連絡をお願いします。
- ※③ 検査申請書のご提出は検査日の3営業日前までをお願い致します。  
又、大阪府下の物件は、検査申請書の他工事監理報告書(設備を含む)のご提出が必要です。
- ※④ 検査時間は、検査日の1営業日前の午前中までに連絡致します。
- ※⑤ 中間検査合格証交付後、次工程に進むことができます。  
検査の結果、合格保留になったものについては、原則5日以内に  
指摘に関するご報告をお願いしています。  
又、中間検査合格証を交付できない旨の通知にて計画変更確認申請の手続きを  
要するものは、手続き終了後再度当該工程の中間検査を受検していただく必要があります。
- ※⑥ 検査の結果、検査済証を交付できない旨の通知にて追加説明書をお求めする  
場合があります。通知文にて記載の期限日までに、追加説明書及び添付図書  
のご提出をお願いします。(追加説明書は弊社HPよりダウンロード可能です。)